平成２７年（フ）第１１２号
青森県八戸市湊高台１丁目18番９号　イーグルハイツＡ－Ａ
債務者　桜川　　努
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
青森県八戸市大字田面木字法霊林６番地32
債務者　沼田美和子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
秋田県男鹿市脇本脇本字前野130番地12
債務者　三浦真紀子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５６号
福島県いわき市平鎌田字石名坂92番地　市営住宅20号
債務者　松本トメ子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第３０号
千葉県館山市上野原143番地の12　Ｈ
債務者　早川　　豊
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第５７号
富山県高岡市江尻508番地
債務者　大森　文雄
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第９４号
富山県高岡市鐘紡町９番15号
債務者　村井　恒子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第２４０号
金沢市石引２丁目24番25号
債務者　石山　**隆**一
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４４号
金沢市御影町13番21号、従前の住所金沢市増泉２丁目７番16号
債務者　柏木美奈枝
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４９号
石川県以下秘匿、従前の住所石川県鹿島郡中能登町井田４部１番地４（従前々の住所）石川県鹿島郡中能登町二宮２部58番地１
債務者　船塚　絵里（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４５号
山梨県甲府市上石田４丁目12番16号　南西ハイツサカモト404、前住所山梨県甲府市下石田２丁目24番16号　ラフィーネ甲府107号室
債務者　阪本　里香
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４９号
山梨県甲府市国母４丁目７番22号　グリーンビレッジ108
債務者　井上　裕子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
長野市篠ノ井杵淵187番地１　ホープフルハイツⅡ201
債務者　海沼　和樹
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
長野市篠ノ井杵淵187番地１　ホープフルハイツⅡ201
債務者　海沼　鮎美
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
長野県須坂市大字小山1215番地19
債務者　多門　祐司
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５４号
岐阜県可児市土田2545番地40　メゾニティー恵205、前住所岐阜県可児市今渡101番地１　サンライフ今渡102
債務者　デオカリス　マ　テレサ　パギオこと　ＤＥＯＣＡＲＩＳ　ＭＡ　ＴＨＥＲＥＳＡ　ＰＡＧＵＩＯ
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部